

第 21 回

宮崎海岸侵食対策検討委員会 議事概要

令和 4 年 12 月 7 日(水) 14:00～16:00

規約改定

委員会メンバーの交代(神田猛委員から村瀬敦宣委員に交代)について説明し、了承を得た。

I. 侵食対策による効果・影響の年次評価(案)と今後の調査計画(案)

1. 前回委員会の振り返り

事務局 : (説明用資料の I. 1. を説明)

委員 : 特になし

2. 令和 2 年度、令和 3 年度の侵食対策実施状況

事務局 : (説明用資料の I. 2. を説明)

委員 : 特になし

3. 前回委員会以降の市民談義所の開催概要

事務局 : (説明用資料の I. 3. を説明)

委員 : 書面開催として実施した第 48 回市民談義所について補足する。

資料 p. 37 のとおり、市民の突堤に対する懸念の声が上がっている。また、事業開始から 14 年が経過し、このままで本当に目標が達成できるのかという声が出ている。コロナ禍はしばらく継続すると考えられるが、新しいコミュニケーションの手段についても検討する時期が来ていると考えている。

委員 : 資料 p. 26 の令和 3 年度の市民意見では、突堤に対して「少しおかしい」が 27%、p. 36 の令和 4 年度の市民意見では 38%であるが、全体の回答数が少ないため、割合の変化はあまり気にしなくて良いようにも思う。そのような中でも、突堤に対して「少しおかしい」と感じている人が増えたと捉えていいのか。また、要因として考えられることはあるか。

委員 : 割合についての認識は指摘のとおりである。ただ、アンケートに記載された自由意見も踏まえると、令和 4 年度は令和 3 年度と比較して事業による砂

浜の回復の効果を感じていない市民が増えており、突堤に対して「少しおかしい」という意見が増えたと考えている。

委員：資料 p. 41 の市民意見のうち、松枯については、松くい虫だけでなく飛沫による塩害の影響も考えられ、浜幅が狭くなることにより影響が生じる可能性もあると思う。

委員：資料 p. 42 の市民意見のうち、QR コードについては近年水族館等でも活用されている。また、国の史跡などの文化財等でも活用事例がある。市民の理解を得るために具体的な取組の内容について検討することに賛同する。

委員：資料 p. 41 の総合土砂管理に対する市民意見への回答として、「流域一貫の総合土砂管理も進めており」という記載があるが、最近、本委員会内で総合土砂管理の取組に関する紹介が無いように思う。進捗状況を教えてほしい。

事務局：小丸川では令和元年3月に計画を策定した。現在は土砂還元としてダム下流部への置き土を基本とした対策の検討を進めているところである。土砂還元実施前の河川測量を令和3年度に実施しており、令和4年度には影響検討を実施予定である。

委員：本委員会の当初から、海岸での対策と流砂系での取組は事業の両輪であると言ってきた。流砂系での取組を着実に進めて頂きたい。

委員：市民意見に対して回答するというのは非常に良い取組であると思う。資料 p. 42 の3～5項目目は質問の意図と回答が対応しているのか不明瞭である。市民談義所等で質問の意図を確認した上で、回答すべきではないか。

事務局：市民談義所等で意図を確認して対応していきたい。

委員：資料 p. 42 の海岸距離標への QR コード添付について、距離標は景観の観点からグラフィックデザインを十分に検討して設置したものであるため、QR コードの添付やその説明書きを検討する際にも十分景観に配慮することを願いたい。

4. 第11回効果検証分科会の検討結果

事務局：(説明用資料の I. 4. を説明)

委員：資料 p. 68 の写真中の穴に「孵化の跡」という説明があるが、「孵化調査の跡」

ではないかと思う。

事務局：確認する。

委員：資料 p. 78 の突堤の課題欄に「一定の効果は確認できる」という記載があるが、少なくとも午前中に現地を確認した限りでは、砂浜だけを見ると「一定の効果」とまでは言いにくいように感じる。現状の堤長の突堤の効果として記載するのであれば、「一時的な効果」と記載する方が適切ではないか。効果検証分科会でこの表現でよし、とした背景を説明して頂きたい。

委員：効果検証分科会では、測量成果による評価により、突堤北側の汀線際に堆積が見られること等から「一定の効果」と表現していた。

委員：資料 p. 58 の地形変化図で、海中も含めて突堤北側に土砂が堆積していることから「一定の効果」と表現していた。ただし、突堤の沖側の堆積域については、突堤が機能しているわけではなく、むしろ突堤の長さが不足しているため沖合堆積箇所の土砂の南への移動を止められていないと説明できると考えている。

委員：「一定の効果」についての共通認識があれば、お互いにこの表現で理解できると思うが、意見を伺っていると、それぞれ若干違うと感じられる。

委員：資料 p. 21 にあるとおり、突堤の目的は「南への流出土砂を減らす」というものであり、突堤が機能を果たしているかは、この観点から評価すべきと考える。ただ、養浜も実施している中で、南への流出土砂量をどの程度減らしているのかを評価することが困難ということは理解できる。

委員：突堤が全く機能していないわけではない、という認識は、全委員共通かと思うが、「一定の効果」というものをどのように捉え、どのように評価するかの認識が異なっていると考える。「部分的な効果」という表現もあるのではないか。

委員：午前中現地を確認し、突堤の北側に土砂が堆積し、砂浜幅が北に行くにつれて狭くなっているという状況を見て、突堤が機能しているのは間違いないと感じた。

委員：「一定の効果」と表現すると、決めてしまうように感じる。「ある程度の効果は確認できる」ということであれば、「一部分に効果は確認できる」というような表現が適切ではないか。

委員：ここまでの議論をふまえ、事務局で適切な言葉を選んで頂きたい。

事務局：議論を受けて、表現を再考する。

委員：p. 77 の養浜の「今後の方向性」について、今後数年養浜のみで維持しなければならぬ状況が継続する状況で、サンドバイパスやサンドバックパス

について検討するといった昨年度とまったく同じ表現が気になっている。

「維持養浜に備える」という方針は、そろそろ「維持養浜についても検討が必要である」など明確に表現しても良いのではないか。

事務局：毎年1年ずつ事業完了が迫っているが、突堤300mや養浜280万 m^3 といった全体計画は変わっていないため、これまでと同じような評価を記載している。

委員：承知した。ただし、残された事業期間が少なくなっている中で、具体的な検討に着手する必要があると思う。

委員：次年度以降の調査計画は了解したが、そろそろ突堤による養浜の歩留まりについて評価するような調査についても検討すべきではないかと考える。

委員：効果検証分科会でも指摘があったようだが、宮崎海岸から流出土砂が増えており、事業開始以降200万 m^3 の養浜を実施して200万 m^3 侵食している、すなわち、養浜を実施していなかったら400万 m^3 侵食しているということになる。このあたりのメカニズムを解明すべきと考える。この内容は、効果検証分科会の内容ではなく海岸工学の技術的な内容になるが、検討を進める必要があるのではないか。

委員：資料p.57のグラフの右側の中段と下段を見ると、養浜200万 m^3 実施したが、南側の堆積域には100万 m^3 しか溜まっていないというこの海岸のマクロな土砂移動がわかる。養浜を実施していなければ大問題になっていたということである。一方、これまでの技術分科会では、突堤が延伸されることを前提に侵食対策の検討を進めてきたが、現状で突堤が延伸できるということが確かでない中で、このまま事業を進めるのか、養浜の方法は今のままでいいのか等、検討すべきであると考えます。

委員：技術的な検討の準備を進めて頂ければと思う。必要に応じて、技術分科会を開催して頂きたい。

委員：本日出た意見等を受けた加筆・修正をした上で、委員会として評価(案)と調査計画(案)を承認するということでの承頂けるか。

委員：(異議なし)

II. 令和4年度工事等

事務局：(説明用資料のII.を説明)

委員：資料 p. 94 の川砂・川砂利養浜の実施箇所は、沿岸漂砂の確認という観点では突堤の南側に投入し、その土砂が南側に移動して突堤で捕捉するというのが見られるかといった観点で実施したほうが良いのではないかと。

事務局：頂いた意見を踏まえて養浜実施箇所を検討する。

委員：養浜を入れるタイミングについて、海象条件を確認しながら実施することはできないか。波向に応じて、狙ったとおりの漂砂が生じるような時期に養浜を投入できると無駄が無いと思う。

事務局：現在は他事業で発生した土砂の一時仮置きが難しく、投入タイミングの調整ができていないが、貴重な養浜材料を有効的に活用できるように検討していきたい。

以上

(注)「委員」の発言には、オブザーバーの発言も含む